

(様式 1-3)

田野畑村復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成29年3月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	54	事業名	災害公営住宅家賃低廉化事業	事業番号	D-5-2
交付団体	田野畑村	事業実施主体 (直接/間接)	田野畑村 (直接)		
総交付対象事業費	199,838 (千円)	全体事業費	491,054 (千円)		
事業概要					
<p>東日本大震災の津波により甚大な被害を受け、住宅を失った被災者の居住の安定を図るため、恒久的な住宅の供給を推進する必要がある。</p> <p>当該事業は、被災者に対して低廉な家賃で災害公営住宅の供給を行うものであり、入居者の経済的な負担を緩和することにより、生活再建の支援を図るものである。</p> <p>なお、当該事業は、田野畑村災害復興計画・復興基本計画P6の2復興に向けての基本方針(2)生活再建、P9のI新たな集落の形成、P21のI住宅の再建に記載のある復興に向けての方針に基づく地域づくりに関連して行うものである。</p> <p>(事業間流用による経費の変更)(H29.1.19、第17回提出)</p> <p>完了事業の執行残額を有効利用するため、D-4-1 災害公営住宅整備事業(羅賀地区)より73,457千円(国費: H23 予算 64,274千円)を流用。これにより、流用後交付対象事業費は199,838千円(国費: 174,856千円)から273,295千円(国費: 239,130千円)に増額することとなる。</p> <p>※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください</p>					
当面の事業概要					
<p><平成25年度~29年度></p> <p>家賃の低廉化に要する費用の補助</p> <p>平成25年度分 5,241千円</p> <p>平成26年度分 41,784千円</p> <p>平成27年度分 76,871千円 (既配分額 74,792千円+H25・26 差引額 2,079円-実績額 76,871千円=差引額 0千円)</p> <p>平成28年度分 75,244千円 (既配分額 75,942千円-見込額 75,244千円=差引額 698千円)</p> <p>平成29年度分 74,155千円 (所要額 74,155千円-H28 差引額 698千円=今回必要額 73,457千円)</p>					
東日本大震災の被害との関係					
<p>東日本大震災の津波により住宅を失った被災者の居住の安定を図るため、被災者用の恒久的な住宅を供給する。</p> <p>※区域の被害状況も記載して下さい。</p>					
関連する災害復旧事業の概要					
なし					
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
交付団体					
基幹事業との関連性					

(様式1-3)

田野畑村復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成29年3月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	55	事業名	東日本大震災特別家賃低減事業	事業番号	D-6-2
交付団体	田野畑村		事業実施主体(直接/間接)	田野畑村(直接)	
総交付対象事業費	37,791(千円)		全体事業費	88,647(千円)	

事業概要

東日本大震災の津波により甚大な被害を受け、住宅を失った被災者の居住の安定を図るため、恒久的な住宅の供給を推進する必要がある。

当該事業は、災害公営住宅の家賃の低減を行う事業であり、入居者の経済的な負担を緩和することにより、生活再建の支援を図るものである。

なお、当該事業は、田野畑村災害復興計画・復興基本計画P6の2復興に向けての基本方針(2)生活再建、P9のI新たな集落の形成、P21のI住宅の再建に記載のある復興に向けての方針に基づく地域づくりに関連して行うものである。

(事業間流用による経費の変更)(H29.1.19、第17回提出)

完了事業の執行残額を有効利用するため、D-4-1 災害公営住宅整備事業(羅賀地区)より9,318千円(国費:H23予算6,988千円)を流用。これにより、流用後交付対象事業費は37,791千円(国費:28,342千円)から47,109千円(国費:35,330千円)に増額することとなる。

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

当面の事業概要

<平成25年度~29年度>

家賃の低減に要する費用の補助

平成25年度分 1,353千円

平成26年度分 8,104千円

平成27年度分 14,186千円(配分額14,355千円-実績額14,186千円=差引額169千円)

平成28年度分 11,903千円(配分額11,779千円+H25・26・27差引分2,369千円-11,903千円=差引額2,245千円)

平成29年度分 11,563千円(所要額11,563千円-H28差引額2,245千円=今回必要額9,318千円)

東日本大震災の被害との関係

東日本大震災の津波により住宅を失った被災者の居住の安定を図るため、被災者用の恒久的な住宅を供給する。

※区域の被害状況も記載して下さい。

関連する災害復旧事業の概要

なし

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

--

(様式 1-3)

田野畑村復興交付金事業計画 復興交付金事業等 (田野畑村交付分) 個票

平成 24 年 3 月時点

※本様式は 1-2 ①に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	7	事業名	災害公営住宅整備事業 (羅賀地区)
事業番号	D-4-1	事業実施主体	田野畑村
交付期間	平成 23 年度～平成 25 年度	総交付対象事業費	2,076,000 (千円)
事業概要			
<p>東日本大震災津波により甚大な被害を受けた田野畑村沿岸部において、住宅を失った被災者の居住の安定を図るため、恒久的な住宅の供給を推進する。</p> <p>なお、当該事業は、田野畑村災害復興計画・復興基本計画 P7 の 3 津波対策の基本的な考え方、P9 の I 新たな集落の形成、P11 の II 地域コミュニティの再生、P21 の I 住宅の再建に記載のある復興に向けての方針に基づく地域づくりに関連して行うものである。</p> <p>災害公営住宅の整備 (団地内整備分)</p> <p>(1) 主体工事: 1 戸建て公営住宅 50 棟 R1 地区: 40 戸、被災地に近い高台: 10 戸 (R3: 5 戸、R7: 5 戸)</p> <p>(2) 屋外付帯工事 整地費 123,305 m²、道路整備 L=924m、上水道整備 L=1,614m、下水道整備 L=1,304mほか</p> <p>(3) 共同施設整備 広場整備 1,730 m² ほか</p> <p>(事業間流用による経費の変更) (H27.3.31、第 11 回提出) 災害公営住宅の当初建設戸数 50 戸に対し、実際の入居希望世帯数が 27 戸となり計画数を下回ったため、整備戸数を減らし全体工事費が減額となったことから、本工程費のうち 374,000 千円 (国費: 317,900 千円) を不足が生じている D-3-1 村道田野畑平井賀線整備事業に流用し交付金の有効利用に努める。これにより、本事業の交付対象事業費は 2,076,000 千円 (国費: 1,816,500 千円) から 1,702,000 千円 (国費: 1,498,600 千円) に減額となる。</p> <p>(事業間流用による経費の変更) (H27.4.1、第 11 回提出) 上記事由により、本工程費のうち 117,057 千円 (国費: 102,425 千円) を D-1-2 村道北山崎線道路改良舗装事業へ、314,743 千円 (国費: 275,400 千円) を D-1-3 村道明戸北山線道路改良舗装事業へ、不足が生じている両事業に流用し交付金の有効利用に努める。これにより、本事業の交付対象事業費は 1,712,686 千円 (国費: 1,498,600 千円) から 1,280,886 千円 (国費: 1,120,775 千円) に減額となる。</p> <p>(事業間流用による経費の変更) (H27.10.14、第 13 回提出) 上記事由により、本工程費のうち 228,571 千円 (国費: 200,000 千円) を不足が生じている D-1-4 村道長嶺線道路改良舗装事業に流用し交付金の有効利用に努める。これにより、本事業の交付対象事業費は 1,280,886 千円 (国費: 1,120,775 千円) から 1,052,315 千円 (国費: 920,775 千円) に減額となる。</p> <p>(事業間流用による経費の変更) (H29.1.19、第 17 回提出) 上記事由により、本工程費のうち 73,457 千円 (国費: H23 予算 64,274 千円) を D-5-2 災害公営住宅家賃低廉化事業へ、7,987 千円 (国費: H23 予算 6,988 千円) を D-6-2 東日本大震災特別家賃低減事業に流用し、交付金の有効利用に努める。これにより、本事業の流用後交付対象事業費は 1,052,315 千円 (国費: 920,775 千円) から 970,871 千円 (国費: 849,513 千円) に減額となる。</p>			
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください			
東日本大震災の被害との関係			
<p>羅賀・平井賀地区は、高さ約 26m の津波の到来により、当該地区内の約 6 割にあたる 123 棟の家屋が全半壊するなど壊滅的な被害を受けた。</p> <p>このため、当該地区の今後のむらづくりにおいては、浸水エリアは一定の安全性を確保したうえで、羅賀地区の被災した住民は、津波が到達しない地域内や集落背後 (田野畑野場地区) への高台に移転を行うこととなった。それら地区の移転先において、自力では住宅の確保が難しい被災者の居住の安定を図るため、被災者用の恒久的な災害公営住宅の整備を行うもので、本事業は復興地域づくりのために行う事業である。</p>			
関連する災害復旧事業の概要			
なし			
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。			
関連する基幹事業			

事業番号	
事業名	
直接交付先	
基幹事業との関連性	